

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法附則第五条 第一項の規定により変更の届出が あった件	五六	○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件	五九
○漁業災害補償法による届出に係る 区域内特定養殖業者の同意につい て規定する要件に適合すると認め る件	五七	○特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請があった件	五九
○地籍調査の成果について認証した 件二件	五七	○主要農作物奨励品種として採用を 決定した件	五九
○道路の供用を開始する件	五七	○種畜証明書を交付した件	五九
○土砂災害警戒区域の指定を解除す る件	五七	○港湾法第五十六条の三第一項の規 定により変更の届出があった件	五九
○土砂災害特別警戒区域の指定を解 除する件	五八	福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域を指定する件	五九	○選挙権を有する者の総数の五十分 の一及び三分の一の数並びに福島 県議会議員選挙区別の選挙権を有 する者の総数の三分の一の数を告 示する件	五九
○土地区画整理事業の施行を認可し た件	五九	正 誤	
公 告		○平成二十一年三月二十四日付け号 外第十四号中	五四
		○平成二十一年三月二十四日付け号 外第十六号中	五五
		○平成二十一年三月三十一日付け定 例第二千六百八十八号中	五五

## 告 示

福島県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十一年九月十八日から平成二十二年一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェスタパワ― 福島県郡山市日和田字南古館二十一番地の二ほか
- 二 変更しようとする事項
  - 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 一万八百六十九平方メートル  
(変更後) 一万三千五百四十四平方メートル
  - 2 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置(変更前) 別紙図面のとおり  
(変更後) 別紙図面のとおり
    - (2) 収容台数(変更前) 四百八十二台  
(変更後) 七百十四台
  - 3 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置(変更前) 別紙図面のとおり  
(変更後) 別紙図面のとおり
    - (2) 収容台数(変更前) 零台  
(変更後) 四十五台
  - 4 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置(変更前) 別紙図面のとおり  
(変更後) 別紙図面のとおり
    - (2) 面積(変更前) 四百八十六平方メートル  
(変更後) 六百六十二平方メートル
  - 5 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置(変更前) 別紙図面のとおり  
(変更後) 別紙図面のとおり
    - (2) 容量(変更前) 六十九立方メートル  
(変更後) 九十六立方メートル
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時  
(変更後) 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

7 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

三 変更しようとする年月日

平成二十二年五月九日

四 届出年月日

平成二十一年九月八日

五 届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百八十八号)第二百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による発起人坂本秀雄ほか一名からの平成二十一年八月二十四日付けの届出に係る区域内特定養殖業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(水産課)

福島県告示第五百八十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市片平町の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市湖南町馬入新田の全ての地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡北塩原村大字檜原字滝ノ沢山一四 三番一地先から 同 郡同 村大字檜原字滝ノ沢山一四 三番七一地先まで	平成二十一年九月 一八日

(道路計画課)

福島県告示第五百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
寺家町1号	河沼郡柳津町大字柳津字寺家町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安久津	同 郡同 町大字柳津字安久津	急傾斜地の崩壊	
黒滝	同 郡同 町大字猪倉野字上山	急傾斜地の崩壊	
麻生	同 郡同 町大字飯谷字居平	急傾斜地の崩壊	

夏井	二本木	岩崎	前田	琵琶首	芋小屋	砂子原	長坂	郷戸	鳥屋居平	中屋敷	湯八木沢	出倉	野老沢	小巻	岩坂1号	石坂	牧沢1号
同 郡同 町大字本名字夏井	同 郡同 町大字大塩字二本木	大沼郡金山町大字大塩字休場	同 郡同 町大字大成沢字前田	同 郡同 町大字琵琶首字居平	同 郡同 町大字芋小屋字居平	同 郡同 町大字砂子原字居平	同 郡同 町大字砂子原字長坂	同 郡同 町大字郷戸字居平	同 郡同 町大字牧沢字鳥屋居平	同 郡同 町大字四ツ谷字下宮ノ原	同 郡同 町大字湯八木沢字居平	同 郡同 町大字柳津字家ノ北	同 郡同 町大字飯谷字田中	同 郡同 町大字小椿字下平	同 郡同 町大字柳津字岩坂町	同 郡同 町大字小椿字家ノ前	同 郡同 町大字牧沢字居平
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

石坂	牧沢1号	麻生	黒滝	安久津	寺家町1号	区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
同 郡同 町大字小椿字家ノ前	同 郡同 町大字牧沢字居平	同 郡同 町大字飯谷字居平	同 郡同 町大字猪倉野字上山	同 郡同 町大字柳津字安久津	河沼郡柳津町大字柳津字寺家町				次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊				

福島県告示第五百八十八号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。  
 平成二十一年九月十八日  
 福島県知事 佐藤 雄平

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）  
 （砂防課）

金洗	同 郡同 町大字川口字金洗	急傾斜地の崩壊
山ノ坊	伊達郡川俣町大字羽田字山ノ坊	急傾斜地の崩壊
長戸	同 郡同 町大字小神字長戸	急傾斜地の崩壊
鳥合内	同 郡同 町大字羽田字鳥合内	急傾斜地の崩壊

山ノ坊	金洗	夏井	二本木	岩崎	前田	琵琶首	芋小屋	砂子原	長坂	郷戸	鳥屋居平	中屋敷	湯八木沢	出倉	野老沢	小巻	岩坂1号
伊達郡川俣町大字羽田字山ノ坊	同 郡同 町大字川口字金洗	同 郡同 町大字本名字夏井	同 郡同 町大字大塩字二本木	大沼郡金山町大字大塩字休場	同 郡同 町大字大成沢字前田	同 郡同 町大字琵琶首字居平	同 郡同 町大字芋小屋字居平	同 郡同 町大字砂子原字居平	同 郡同 町大字砂子原字長坂	同 郡同 町大字郷戸字居平	同 郡同 町大字牧沢字鳥屋居平	同 郡同 町大字四ツ谷字下宮ノ原	同 郡同 町大字湯八木沢字居平	同 郡同 町大字柳津字家ノ北	同 郡同 町大字飯谷字田中	同 郡同 町大字小椿字下平	同 郡同 町大字柳津字岩坂町
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

野老沢	小巻	岩坂1号	石坂	牧沢1号	麻生	黒滝	安久津	寺家町1号	区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
同 郡同 町大字飯谷字田中	同 郡同 町大字小椿字下平	同 郡同 町大字柳津字岩坂町	同 郡同 町大字小椿字家ノ前	同 郡同 町大字牧沢字居平	同 郡同 町大字飯谷字居平	同 郡同 町大字猪倉野字上山	同 郡同 町大字柳津字安久津	河沼郡柳津町大字柳津字寺家町	烏合内	同 郡同 町大字羽田字烏合内	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	長戸	同 郡同 町大字小神字長戸	急傾斜地の崩壊	

福島県告示第五百八十九号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
 平成二十一年九月十八日  
 福島県知事 佐藤 雄平

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）  
 （砂防課）

二 土砂災害特別警戒区域

出倉	湯八木沢	中屋敷	鳥屋居平	郷戸	長坂	砂子原	芋小屋	琵琶首	前田	岩崎	二本木	夏井	金洗	山ノ坊	長戸	鳥合内
同 郡同 町大字柳津字家ノ北	同 郡同 町大字湯八木沢字居平	同 郡同 町大字四ツ谷字下宮ノ原	同 郡同 町大字牧沢字鳥屋居平	同 郡同 町大字郷戸字居平	同 郡同 町大字砂子原字長坂	同 郡同 町大字砂子原字居平	同 郡同 町大字芋小屋字居平	同 郡同 町大字琵琶首字居平	同 郡同 町大字大成沢字前田	大沼郡金山町大字大塩字休場	同 郡同 町大字大塩字二本木	同 郡同 町大字本名字夏井	同 郡同 町大字川口字金洗	伊達郡川俣町大字羽田字山ノ坊	同 郡同 町大字小神字長戸	同 郡同 町大字羽田字鳥合内
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域名	区 域	現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
寺家町1号	河沼郡柳津町大字柳津字寺家町	急傾斜地の崩壊	り 次の図のとおり
安久津	同 郡同 町大字柳津字安久津	急傾斜地の崩壊	
黒滝	同 郡同 町大字猪倉野字上山	急傾斜地の崩壊	
麻生	同 郡同 町大字飯谷字居平	急傾斜地の崩壊	
牧沢1号	同 郡同 町大字牧沢字居平	急傾斜地の崩壊	
石坂	同 郡同 町大字小椿字家ノ前	急傾斜地の崩壊	
岩坂1号	同 郡同 町大字柳津字岩坂町	急傾斜地の崩壊	
小巻	同 郡同 町大字小椿字下平	急傾斜地の崩壊	
野老沢	同 郡同 町大字飯谷字田中	急傾斜地の崩壊	
出倉	同 郡同 町大字柳津字家ノ北	急傾斜地の崩壊	
湯八木沢	同 郡同 町大字湯八木沢字居平	急傾斜地の崩壊	
中屋敷	同 郡同 町大字四ツ谷字下宮ノ原	急傾斜地の崩壊	
鳥屋居平	同 郡同 町大字牧沢字鳥屋居平	急傾斜地の崩壊	
郷戸	同 郡同 町大字郷戸字居平	急傾斜地の崩壊	
長坂	同 郡同 町大字砂子原字長坂	急傾斜地の崩壊	

砂子原	同 郡同 町大字砂子原字居平	急傾斜地の崩壊
芋小屋	同 郡同 町大字芋小屋字居平	急傾斜地の崩壊
琵琶首	同 郡同 町大字琵琶首字居平	急傾斜地の崩壊
前田	同 郡同 町大字大成沢字前田	急傾斜地の崩壊
岩崎	大沼郡金山町大字大塩字休場	急傾斜地の崩壊
二本木	同 郡同 町大字大塩字二本木	急傾斜地の崩壊
夏井	同 郡同 町大字本名字夏井	急傾斜地の崩壊
金洗	同 郡同 町大字川口字金洗	急傾斜地の崩壊
山ノ坊	伊達郡川俣町大字羽田字山ノ坊	急傾斜地の崩壊
長戸	同 郡同 町大字小神字長戸	急傾斜地の崩壊
烏合内	同 郡同 町大字羽田字烏合内	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

**福島県告示第五百九十号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 土地区画整理事業の名称 喜多方市幸町地区沿道整備街路事業
- 二 施行者の名称及び住所 喜多方市 喜多方市字御清水東七千二百四十四番地の二
- 三 事業施行期間 平成二十一年九月九日から平成二十五年三月三十一日まで
- 四 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 五 施行地区 喜多方市字御清水及び字梅竹の各一部の区域
- 六 事業所の所在地 喜多方市字御清水七千二百四十四番地の二

- 七 施行認可の年月日 平成二十一年九月九日
- 八 公告の方法 喜多方市役所の掲示場に掲示

（まちづくり推進課）

**公 告**

**公告第四百九十四号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年九月十日
- 二 名称 特定非営利活動法人喜多方市民活動サポートネットワーク  
代表者の氏名 大野 皐月
- 三 主たる事務所の所在地 福島県喜多方市水上六千八百四十六番地
- 四 定款に記載された目的 この法人は、喜多方市民が互いに支えあうための各種のボランティア活動や、より成熟した社会を目指して行う市民活動等の広範なネットワークを構築し、その拠点としての役割を果たすと共に行政・企業・各種団体・個人と連携し、地域が抱える諸問題を解決するための事業を行い、地域発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

**公告第四百九十五号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年九月八日
- 二 名称 特定非営利活動法人ふれあいサポート館アトリエ  
代表者の氏名 倉本 信之
- 三 主たる事務所の所在地

五 福島県相馬市中村字北町一番地八  
定款に記載された目的

この法人は、幼児児童から青少年そして成人高齢者にいたる方々に対して、生涯におけるライフサイクルの中で、一人ひとりの持つ能力を出し切れる場の提供と、お互いの能力や資源を活用できるようあらゆる角度からサポートし、一人ひとりが生きがいを感じ、感性豊かな人間性を高め健やかに人間らしく暮らせる地域社会を作ることとに貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百九十六号

福島県主要農作物奨励品種として、次のものを採用する。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

採用するもの

作物名 品種

水稲 あぶくまもち

(研究開発室)

公告第四百九十七号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二号に規定する種畜

証明書を次のとおり交付した。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

種畜 証明書の 番号	種畜 の種類	品種 名	前	産地	血統	飼養者
平二一 福島臨 三第一 号	豚	ラン ドレ イス 種	F L 2 8 5	新潟	L 3 5   2	伊達郡 川俣町 大字山 木屋字 細畑 4 株式会社 福島農場
平二一 福島臨	豚	デュ ロッ	F D 2 8 6	新潟	D 3 5   6	同
						氏名又 は名称
						住所
						母
						父
						同
						同

平二一 福島臨 三第九 号	平二一 福島臨 三第八 号	平二一 福島臨 三第七 号	平二一 福島臨 三第六 号	平二一 福島臨 三第五 号	平二一 福島臨 三第四 号	平二一 福島臨 三第三 号	三第二 号
豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚	ク種
大ヨ ク 種	デュ ロッ ク種	デュ ロッ ク種	ラン ドレ イス 種	デュ ロッ ク種	デュ ロッ ク種	大ヨ ク 種	
F W 2 9 3	F D 2 9 2	F D 2 9 1	F L 2 9 0	F D 2 8 9	F D 2 8 8	F W 2 8 7	
新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	
W 1 8   7 4 G 2 5 5 3 A	D 1 3   7 7 オ 2 1 7 2	D 1 8   4 1 R 2 5 9 8	L 1 4   5 2 Y 2 5 7 8	D 3 7   1 1 オ 2 1 3 0	D 1 8   4 1 P 2 4 2 2	W 2 9   1 2 S 2 2 4 9	D R 2 5 8 8
同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	

(畜産課)

公告第四百九十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により変更の届出があった。

平成二十一年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
- 1 名称 東京電力株式会社
  - 2 住所 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号
  - 3 代表者の氏名 代表取締役社長 清水 正孝
- 二 届出の内容

変更しようとする事項	変更前	変更後
建設する施設の種類、規模及び構造のうち、外郭施設	中央防波堤 規模 延長二三四メートル 天端高O・P・プラス五・五メートル 天端幅七・三メートル 構造 テトラポッド被覆、捨石ブロック堤	中央防波堤 規模 延長二三四メートル 天端高O・P・プラス五・五メートル 天端幅七・三メートル 構造 同上
建設する施設の種類、規模	揚油棧橋 規模 中央護岸 規模 延長三四九・二メートル 天端高O・P・プラス五・〇・五・五メートル 天端幅七・三メートル 構造 捨石ブロック堤	揚油棧橋 規模 中央護岸 規模 延長三三二・九メートル 天端高O・P・プラス三・〇メートル 天端幅七・三メートル 構造 同上

及び構造のうち、係留施設

対象船舶一〇、〇〇〇D W T級タンカーバース 対象船舶五、〇〇〇D W T 級タンカーバース 前面水深九・〇一〇・〇メートル	対象船舶一〇、〇〇〇D W T級タンカーバース 対象船舶五、〇〇〇D W T 級タンカーバース 前面水深九・〇一〇・〇メートル	同上
荷役棧橋一基当たり 天端高O・P・プラス五・〇メートル	荷役棧橋一基当たり 天端高O・P・プラス五・〇メートル	同上
綱取りドルフィン四基 天端高O・P・プラス三・〇メートル	綱取りドルフィン四基 天端高O・P・プラス三・〇メートル	同上
接岸ドルフィン二基 天端高O・P・プラス三・〇メートル	接岸ドルフィン二基 天端高O・P・プラス三・〇メートル	同上
配管橋延長三七五・六五メートル	配管橋延長三七五・六五メートル	同上
揚炭棧橋 規模 対象船舶二、〇〇〇D W T級石炭運搬船一バース 前面水深一〇・〇メートル 荷役棧橋一基当たり 天端高O・P・プラス五・〇メートル	揚炭棧橋 規模 対象船舶二、〇〇〇D W T級石炭運搬船一バース 前面水深一〇・〇メートル 荷役棧橋一基当たり 天端高O・P・プラス五・〇メートル	同上
綱取りドルフィン四基 天端高O・P・プラス三・〇メートル	綱取りドルフィン四基 天端高O・P・プラス三・〇メートル	同上
接岸ドルフィン二基 天端高O・P・プラス三・〇メートル	接岸ドルフィン二基 天端高O・P・プラス三・〇メートル	同上
配管橋延長三〇〇・六五メートル	配管橋延長三〇〇・六五メートル	同上
灰払出棧橋 規模	灰払出棧橋 規模	同上



施設の使用及び管理の計画のうち、当該施設を使用する船舶の種類及び接岸隻数	水域施設の船舶許容能力及び係留施設の係留能力のうち、係留施設の係留能力	対象船舶八、〇〇〇DWT級石炭灰運搬船一バース 設置水深八・〇メートル 荷役棧橋一基当たり 天端高〇・P・プラス五・〇メートル 綱取りドルフィン四基 天端高〇・P・プラス三・〇メートル 接岸ドルフィン二基 天端高〇・P・プラス三・〇メートル 杭式ドルフィン（鋼管） 上部工 鉄筋コンクリート 下部工 鋼管 防舷材 ゴム防舷材
五、〇〇〇〜一〇、〇〇〇DWT級タンカー 月間約二五隻 一、二、〇〇〇DWT級石炭運搬船 月間約一〇隻 五、〇〇〇〜一〇、〇〇〇DWT級石炭灰運搬船 月間約一隻	揚油棧橋 一〇、〇〇〇DWT級タンカー 揚炭棧橋 一、二、〇〇〇DWT級石炭運搬船 物揚場 一、〇〇〇DWT級貨物船	揚油棧橋 同上 揚炭棧橋 同上 灰払出棧橋 八、〇〇〇DWT級石炭運搬船 物揚場 同上
五、〇〇〇〜一〇、〇〇〇DWT級タンカー 同上 一、二、〇〇〇DWT級石炭運搬船 月間約二〇隻 五、〇〇〇〜一〇、〇〇〇DWT級石炭灰運搬船 月間約一隻	揚油棧橋 同上 揚炭棧橋 同上 灰払出棧橋 八、〇〇〇DWT級石炭運搬船 物揚場 同上	同上 同上 同上 同上 同上 同上

三 施設の建設の工事の開始及び完了の予定期日  
 開始 平成二十一年十月六日  
 完了 平成二十五年十二月三十一日

(港 湾 課)

**福島県選挙管理委員会**

**福島県選挙管理委員会告示第八十五号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十一年九月三日現在において、次のとおりである。

平成二十一年九月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、三一二
  - 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四四、二六四
  - 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 選挙区  
 いわき市 九四、八〇二

**正 誤**

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十一年三月二十四日付け号外第十四号中

○平成二十一年三月三十一日付け定例第二千六十八号中

二〇四	上	目次中	指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	指定介護予防サービス事業を廃止した届出があった件
-----	---	-----	---------------------------	--------------------------

四	下	後ろから一九	会計年度	年度
二	下	後ろから九	すべて	全て

○平成二十一年三月二十四日付け号外第十六号中

七	上	一一二	福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則
---	---	-----	--------------------------------------	----------------------------